



保発0831第4号
平成22年8月31日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第98号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日から施行されたところであるが、改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

健康保険の被保険者証の記載事項について、「「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針について」（平成22年6月18日閣議決定）において、保険者の事務負担を軽減する観点から、事業所の名称及び所在地の記載を省略できるようにすることとしたことを踏まえ、改正するものである。

2 改正の内容

(1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条及び附則第2条関係）

イ 被保険者証の提出義務の見直し（第48条関係）

被保険者は、被保険者証の事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合に、保険者に被保険者証を提出することとしていたが、これを不要としたこと。

ロ 被保険者証の「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載の削除（様

式第9号(1)表面及び様式第9号(2)表面関係)

被保険者証の記載から「事業所名称」及び「事業所所在地」の記載を削除したこと。

ハ 経過措置(改正省令附則第2条関係)

- ① この省令の改正前の様式による被保険者証については、当分の間、改正後の様式による被保険者証とみなすこととしたこと。
- ② この省令の改正前の様式による被保険者証については、事業所名称等に変更があった場合に、変更前の事業所名称等が記載された被保険者証を用いることのないよう、この省令の改正前の健康保険法施行規則第48条を適用することとし、被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならないこととしたこと。

(2) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第2条及び附則第3条関係)

(1)に準じた改正を行うこととしたこと。

3 施行期日

公布日(平成22年8月31日)から施行することとしたこと。

4 運用上の留意点について

(1) 事業所名称及び事業所所在地の記載欄について

- イ 保険者の判断で、事業所の名称及び所在地(又はいずれかの一方)を引き続き記載しても差し支えないこと。
- ロ 保険者の判断で、被保険者証に事業所名称及び事業所所在地(又はいずれかの一方)の記載欄は残したまま、具体的な名称及び所在地(又はいずれかの一方)の記載のみを省略することも差し支えないこと。

(2) 紙の被保険者証の取扱いについて

- イ 紙の被保険者証についても、今回の改正省令を踏まえ、事業所名称及び事業所所在地の記載を様式から削除することができることとする。
- ロ 事業所名称及び事業所所在地の記載がない紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合は、保険者への被保険者証の提出を不要とすること。
- ハ 事業所名称及び事業所所在地が記載されている紙の被保険者証を有する被保険者は、事業所の名称又は所在地に変更が生じた場合、遅滞なく、被保険者証を保険者に提出しなければならないこととする。